

第4章 人権問題の現状と課題

1 同和問題（部落差別）

（委員）

基本認識の最後の4行

「今後も、同和問題の解決に向けては、法の理念を踏まえながら、同和問題を人権問題の重要な柱の一つとしてとらえ、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、人権教育・啓発を、今後も積極的に推進する必要があります。」は、現状と課題ではないか。P28

●文章の一部見直し

「今後も、同和問題の解決に向けては、法の理念を踏まえながら、この問題の固有の経緯等を十分に認識しつつ、人権教育・啓発を積極的に推進する必要があります。」

（委員）

基本的な取組、③「差別を許さない社会の形成」の中に、インターネット上の誹謗中傷を止めさせるための具体的な取組を入れるべきでは。P30

●文章の全体的な見直し

③ 差別を許さない社会の形成

市民一人ひとりが同和問題を「ひとつごと」とせず、自分自身の問題としてとらえ、市民の人権意識が全体として差別や偏見・不合理を許さない社会となるよう、啓発活動を推進します。また、近年、インターネットを悪用した誹謗中傷や差別を助長・誘発するような内容の書込みが多く発生しているため、和歌山地方法務局や県と連携し、適切な対応を図ります。

2 女性の人権

（委員）

現状と課題の最後の4行

「田辺市では、このような現状において、すべての人が、社会の対等な構成員として互いに人権を尊重し協力し合って、その個性と能力を発揮できる社会を築いていくために、『第2次田辺市男女共同参画プラン』に基づいた、様々な施策を推進します。」は、基本的な取組、⑤「男女共同参画推進のための施策の充実」の内容と重複する。P32

●内容が重複するため、上の4行を削除する。

(委員)

現状と課題の上から4行目に「現状はどうでしょうか」と投げかけの表現があるが、他にはこうした投げかけの表現がないので気になる。P32

●投げかけの部分を削除し、「依然として、」を追加する。

また、性別の違いを理由として、こうした機会が制限をされたり、差別的な取り扱いがされたりしてはなりません。現状はどうでしょうか。依然として、性別による固定的な役割分担意識によって、女性に対する家事・育児・介護等への過重な負担等が問題となっており、家庭生活における分担意識やお互いの協力が必要となります。

(委員)

基本的な取組、④「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」の内容は、働き方改革とも関連し良いと思うが、基本認識と現状と課題の両方に、平成28年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の記述が重複している。P31. 32

●法律名については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」と変更する。また、現状と課題の部分については、法律名の記述を略称で記述するように変更する。なお、次の文章は見直しを行う。

④仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 P33

職業生活・家庭生活・地域生活などについて、自ら希望するバランスで展開できる社会づくりを促進するため、~~多様な生活や働き方を実現できるように~~、共に協力して家事・育児等を担うための啓発や、子育て・介護の支援などの充実を推進します。

3 子どもの人権

(委員)

子どもの貧困に関する指標を示してほしい。P36

基本的な取組、⑦「子どもの貧困対策の推進」には、具体的な支援方法を。P38

●現状と課題の文中に、文章を追加 P36

子どもの貧困の問題については、近年、社会問題として認識されつつありますが、国民生活基礎調査における子どもの相対的貧困率は、2012（平成24）年の16.3%から2015（平成27）年の13.9%へと2.4ポイント改善しており、全国消費実態調査においても2009（平成21）年の10.1%から2014（平成26）年の9.9%へと0.2ポイント改善しているものの、依然高い数値で推移しています。貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、教育、生活両面からの支援が必要です。

●「⑦子どもの貧困対策の推進」を以下に変更 P38

子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることがないように、貧困の連鎖を防ぐため、幼児教育等の無償化や就学援助などの教育支援、子どもの就労支援や家庭への生活支援、保護者の就労支援、生活保護や児童扶養手当などの経済的支援に努めます。

(委員)

現状と課題に、田辺市における虐待相談件数といじめの認知件数が国の状況と比較した形で載っており、わかりやすくて良い。あわせて、田辺市における不登校の子ども件数について載せては。P35

●学校教育課及び小委員会での検討の結果、不登校児童の件数については、個別の学習会等において示すものとし、長年使用する冊子に掲載することには適さないものとするため、現状と課題の文中に、以下の文章を追加

田辺市教育研究所に「適応指導教室」を開設し、各小中学校と連携し、多面的な視点をもって不登校の児童への支援を行い、不登校解消に向けて、一定の成果を収めています。

(委員)

児童虐待は、住所地から転出した後も、市町村や児童相談所間の連携が重要となり、どこかに記載しては。

●「④子どもの「虐待」や「体罰」、「いじめ」の防止と相談体制の充実」の文中に、文章を追加 P37

さらに、児童虐待については、転居等により支援が途切れることのないよう、他の自治体や児童相談所をはじめとした関係機関との情報共有に努めます。

(委員)

無国籍の子どもの支援について、田辺市の状況や取組を載せることができれば

●無戸籍者の相談窓口は法務局となる。田辺市では市民課でも相談に応じているが、これまで無戸籍の子どもの相談や支援実績がないため掲載しないものとする。

4 高齢者の人権

(委員)

基本的な取組、⑧「高齢者にやさしい生活環境の整備」とあるが、過疎地域における高齢者の支援について載せることはできないか。

●基本的な取組、「②高齢者を地域で支え合う環境づくり」の文中に、次の下線部分の文書を追加する P41

人生経験が豊かな高齢者が大切にされ、安心して住み慣れた地域で快適な生活が続けられるよう、地域全体で高齢者を支え合う環境づくりのための啓発及び支援を進めます。

また、高齢化率の高い山間過疎地域等の地域の特性にあわせて、高齢者の心身の健康維持・増進や、近隣との付き合いの継続、定期的に訪問してくれる人を含めた見守りシステムなどの支援体制の構築をさらに推進していきます。

(委員)

ユニバーサルデザインについて、日本語でわかりやすく。

- 用語の解説に記述する。

5 障害のある人の人権

(委員)

基本認識に、「障害者雇用促進法」が書かれていない。国や地方公共団体においては、障害者雇用の水増し等が問題となっており、これは大きな人権問題だと思う。

- 基本認識の文中に、次の文書を追加する P43

「障害者雇用促進法」の改正においても「雇用分野における差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が事業主に求められています。

(委員)

障害者の「害」という字については、ひらがなで「がい」としている自治体も増えており、変更してほしい。

●障害者の「害」という字については、法律での表記が、現時点では漢字表記となっているため、国や県の動向を見極めながら今後も引き続き検討していく。

宝塚市では、平成31年4月からの公文書に、常用漢字ではない「碍」の文字を公的に使用し、「障害」と表記することを決定している。

宝塚市のホームページや広報誌では「障がい者」とひらがなを使用しており、また条例の条文等では常用漢字を使用し「障害者」と使い分けていた。

こうした動きや、世論の声の高まりから、今後、国の動きが出てくると考えられる。

また、田辺市障害者計画等においては、「障害者」を「障害のある人」として統一表記しているため、本方針の改定版においても「障害者」を「障害のある人」と統一表記をする。

6 外国人の人権

(委員)

外国人という呼び方に違和感を覚える。文中には、「多文化共生社会」「多言語」とあるので、多国人ではだめか。

●多くの国の人で、多国人という呼び方は素晴らしいものとするが、人権課題の表記については、国や県の人権課題と整合性を図っているため、「外国人の人権」と表記する。

(委員)

現状と課題の1行目には、2017年の外国人の入国者数が書かれている。すでに2018年の外国人入国者数が出ており、最新のデータと変更できれば。 P49

●2018(平成30)年の観光局のデータ約3,119万人に変更する。

●2012(平成24)年に外国人登録法が廃止されたため、外国人登録者数の表記を外国人住民数に変更する。

7 感染症・難病の方の人権

(委員)

基本的な取組、②「学校教育におけるエイズ教育の推進」に、思春期教育と書かれており、一時期、学校教育の中では、性教育を教えていたが、思春期教育ではわかりにくい。

●学校教育課へ確認し、思春期教育を削除する。 P53

8 犯罪被害者等の人権

(委員)

基本的な取組、④「再被害を防止するための連携の深化」とあるが、再被害を防止するためにどういった機関と連携するのかわかりにくい。 P55

●自治振興課へ確認し、内容の一部変更をする。

④ 再被害を防止するための連携

犯罪者の再犯防止は、犯罪被害者等を救済することにつながるという認識のもと、再被害を防止するために田辺保護司会・更正保護法人和歌山県更正保護協会や地域との連携を深めます。

9 刑を終えて出所した人の人権

(委員)

基本的な取組②に「刑を終えて出所した人の社会復帰への支援」とあるが、少し具体的に書く方がよい。 P57

●自治振興課へ確認し、内容の一部変更をする。

② 刑を終えて出所した人の社会復帰への支援

刑を終えて社会復帰をしようとする人を受け入れる社会環境をつくっていくための啓発を行います。

また、出所した人が社会復帰を果たせるよう、必要な受け入れ態勢の整備や、更生を図るための指導や生活上の助言などの立ち直りを支援する活動を行っている、田辺保護司会・更生保護法人和歌山県更生保護協会に対する支援を行います。

10 情報と人権

(委員)

インターネットによる詐欺被害についても書き加えてほしい。

●基本認識に、内容の一部追加をする。P59

有害な情報の閲覧から子どもが詐欺等の犯罪に巻き込まれる事件なども発生しています。

●現状と課題に、内容の一部追加をする P60

インターネット上の情報については、全て正しい情報と受け入れるのではなく、善悪の判断を働かせること。

11 災害と人権

(委員)

風評という言葉が出てくるが、私のところは、紀伊半島大水害で被害を受けて、その時にデマや不確実な情報が飛び交い、災害場所の正確な情報が伝わらない状態で、住民がとても不安になった。こうした風評やデマに踊らされないように対処する内容を、どこかに入れてほしい。

(委員)

長期避難を余儀なくされた場合は、特に高齢者の方は暑さや寒さで疲れが増すことになる。市全体の空調の状況はどうか。

(委員)

基本認識では、災害弱者の視点から具体的な問題について、高齢者、障害がある人、女性、子どもと書かれており、わかりやすく良い。

外国人の方は、災害時に苦勞することも多く、外国人の方に対する配慮や取組なども書いてはどうか。

●防災まちづくり課からの意見聴取により、基本認識及び現状と課題の内容を全体的に見直しするとともに、小委員会で検討したものを本文に記載する。

(委員)

基本認識には、「障害がある人の中には、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、外見からわかりにくい障害など」とあるが、外見からわかりにくい障害とだけ書くと誤解されると思うので、書き方を工夫してほしい。

- 外見からわかりにくい障害を削除し、「言語障害、内部障害など」と変更する。

12 環境と人権

(委員)

「意見や質問は特になし」

13 性的少数者の人権

(委員)

性自認のところで、心の性と体の性が一致しない人は（トランスジェンダー）とカッコ書きで書いてほしい。

- カッコ書きに修正済

14 労働者の人権

(委員)

「長時間労働や休暇が取りにくいことにより健康で文化的な生活が送れない」とありますが、長時間労働が取りにくいという表現はおかしい。

- 文章の一部変更

「長時間労働の問題や、休暇が取りにくい職場環境により健康で文化的な生活が送れない」と変更。

(委員)

今後も増加する外国人労働者の人権についての記述が必要では

- 文章の一部変更 P68

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、外国人労働者の増加、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、職場におけるハラスメント（いじめ、嫌がらせ）の増加などの問題も生じています。

15 自殺・自死遺族

(委員)

自殺に至るまでの背景を書いているが、健康問題、経済・生活問題、家庭問題、学校や職場の問題だけでなく、もっと突っ込んで「いじめの問題」と明記したほうが良い。

学校の問題で、特に低学年は自殺の原因がわかりにくい、「いじめの問題」も要因の一つに考えられるため、いじめという言葉が入った方がより明確になる。

●文章の追加済 P69

自殺に至るまでの背景については、健康問題、経済・生活問題、家庭問題、学校でのいじめ、職場におけるハラスメント（いじめ、嫌がらせ）など、様々な要因が複雑に絡み合い、心身の不調をきたすなかで、精神的に追い込まれた結果、自殺に至っているといわれています。

16 生活困窮者の人権・ホームレスの人権

(委員)

「意見や質問は特になし」

17 人身取引

(委員)

刑法では人身売買となっているようだが、今は人身取引という言葉を使うようになったのか。

●国で定めた人身取引の定義があるが、搾取することを目的とした強制労働等は人身売買も人身取引も同じです。人権課題の表記については、国や県の人権課題と整合性を図っているため、「人身取引」と表記する。

18 アイヌの人々の人権

(委員)

「意見や質問は特になし」

19 北朝鮮当局による人権侵害問題

(委員)

「意見や質問は特になし」